

『放課後児童クラブ』の開所について(お知らせ)

～学校臨時休業期間(4月8日～5月6日)
期間延長(5月10日まで休業)に伴う児童クラブの対応～

平素は本町福祉行政にご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

先般、町立小学校では、4月8日から5月6日までの学校臨時休業期間に引き続いて、5月7日(木曜)から5月10日(日曜)までの間についても、「臨時休業」とすることになりました。

放課後児童クラブでは、引き続き、5月7日(木曜)・5月8日(金曜)についても、感染予防に十分留意し「開所」いたします。

感染リスクをできる限り低減させるためにも、それぞれのご家庭で過ごしていただくことが望ましいところですが、その対応が困難な場合を想定し今般の対応を決定しています。

なお、5月11日(月)以降の児童クラブの運営等については、5月7日(木)にお知らせ予定の小学校での対応に沿って、お知らせいたします。

保護者の皆様には、さらなるご負担をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

- ① 学校臨時休業期間中の平日午後1時から開設。(小学校での預かりは午後1時まで。)
- ② 学校臨時休業期間中の土曜日(5/2、5/9)は、通常学期中のため、児童クラブを開所いたしませんので、予めご了承ください。
- ③ 学校臨時休業期間におけるスクールバスは、登下校ともに通常どおり運行。
〔 ※運行ダイヤ等、詳しくは、「令和2年度スクールバス利用の手引き(教育委員会から配布)」をご覧ください。 〕
- ④ 学校臨時休業期間中は、お弁当をご持参(小学校給食の提供がございません)ください。

(保護者の皆様へお願い)

*今後、在籍児童及び指導員に、新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、原則として閉所となります。

*お子様の健康、安全のため、不要不急の外出は控えてください。

*お子様の健康状態を注視していただき、継続した健康観察をお願いします。

(発熱(概ね37.5℃以上)やせき等の呼吸器症状により、感染が疑われる場合は出席を控えてください。)